

## 荊田町合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱

令和5年3月 7日制定

令和5年7月10日改正

### 1 補助金の名称

補助金の名称は、荊田町合併処理浄化槽維持管理補助金（以下「補助金」という。）とする。

### 2 補助金の目的

補助金は、合併処理浄化槽維持管理費を補助することにより、施設の適正な維持管理が行われ、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の向上を図ることを目的とする。

### 3 荊田町補助金交付規則との関係

補助金の交付については、荊田町補助金交付規則（平成16年荊田町規則第7号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 4 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水質BOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。ただし、10人槽以下の浄化槽にあつては、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。）に適合する機能を有するものをいう。
- (3) 維持管理 法第8条に規定する浄化槽の保守点検、法第9条に規定する浄化槽の清掃並びに法第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査をいう。
- (4) 浄化槽管理者 浄化槽の所有者、占有者その他の浄化槽の管理について権限を有する者で、浄化槽の維持管理を行っているものをいう。

## 5 補助対象区域

補助の対象となる区域は、本町の行政区域のうち次に掲げる区域以外の区域とする。

- (1) 苅田町下水道事業全体計画に定められた区域
- (2) 苅田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年 苅田町条例 36 号）第 4 条の規定に基づき苅田町農業集落排水事業の供用を開始した区域
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定による都市計画において定められた同法第 8 条第 1 項第 1 号の地域のうち、商業地域、工業地域、工業専用地域

## 6 補助対象者

(1) 補助対象者は、次に掲げる者とする。

- ア 合併処理浄化槽の維持管理を適正に行っている浄化槽管理者
- イ 初回の交付申請以後 5 年を超えない者
- ウ 町税を滞納していない者

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる者に対しては、補助金を交付しない。

- ア 法第 5 条第 1 項に基づく浄化槽設置の届出又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項に基づく建築物の建築等に関する確認を経ずに浄化槽を設置している者
- イ 法定検査を受検していない者又は法定検査の受検結果において、不適正の判定を受け、改善を行っていない者
- ウ その他町長が不相当と認める者

## 7 補助対象経費

補助の対象となる経費は、維持管理に要する経費とする。

## 8 補助金の額

補助金の額は、合併処理浄化槽 1 基につき別表第 1 の第 1 欄に掲げる交付申請年度につき、それぞれ、同表の第 2 欄に定める額を限度とする。

## 9 補助対象期間

補助対象期間は、合併処理浄化槽 1 基につき補助金の初回の交付申請年度から連続 5 年間とし、補助回数は 1 年度につき 1 回とする。

## 1 0 補助金の交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。交付申請の受付は 4 月を除く期間とする。初回の交付申請は令和 11 年 3 月末日までとする。

- (1) 合併処理浄化槽維持管理契約書の写し又は（保守点検契約・保守点検等記録）状況確認願（様式第 2 号）
- (2) 保守点検記録表の写し及び浄化槽清掃記録票の写し（交付申請日から過去 1 年以内に行ったもの）又は（保守点検契約・保守点検等記録）状況確認願（様式第 2 号）
- (3) 一般財団法人福岡県浄化槽協会が発行した浄化槽法定検査結果書（法第 7 条関係又は法第 1 1 条関係）の写し（交付申請日から過去 1 年以内に行ったもの）
- (4) 町税納税状況証明書（様式第 3 号）又は町税の滞納がないことの証明書
- (5) 改善報告書（浄化槽法定検査結果書で総合判定が不適正の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

## 1 1 補助金の交付確定の通知

町長は、苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書（様式第 1 号）の提出があったときは、速やかに補助金交付の可否及び補助金の額を決定し、補助金を交付すると決定した者（以下「補助決定者」という。）については苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金確定通知書（様式第 4 号）により、交付しないと決定した者については苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金不交付通知書（様式第 5 号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

## 1 2 補助金の交付

- (1) 町長は、補助金の額の確定後、補助金を交付するものとする。
- (2) 補助決定者は、苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金交付請求書（様式第 6 号）に次の書類を添付して、補助金の交付確定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に補助金の交付請求を町長に対して行わなければならない。
  - ア 苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金確定通知書（様式第 4 号）の写し
  - イ 振込先の口座番号がわかるものの提示又は写し
  - ウ 委任状（申請者と補助金振込先の名義人が異なる場合）

1 3 補助金の交付の条件

補助決定者は、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 規則の規定に従うこと。

1 4 浄化槽管理者等の変更

浄化槽管理者の氏名、住所等を変更したときは、遅滞なく変更報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

1 5 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

平成22年4月1日制定の同要綱は廃止する。

附則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別表第1

補助金額

第1欄	第2欄
交付申請年度	限度額
初年度	48,000円
2年度目	38,400円
3年度目	28,800円
4年度目	19,200円
5年度目	9,600円

様式第 1 号

年 月 日

苅田町長 様

申請者番号

申請者 (浄化槽管理者)

住所

氏名

印

電話番号 ( )

苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書

( 5 回のうちの  回目申請分  )

苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額	金 円			
2 設置場所	苅田町			
3 設置浄化槽	処理対象人員	人	実使用人員	人
	浄化槽番号	— — —		
4 法定検査 (浄化槽法第 7 条関係又は法第 1 1 条関係)	検査日	令和 年 月 日		
	総合判定結果	適正 ・ おおむね適正 ・ 不適正		
	改善日 (結果が不適正の場合)	年 月 日		
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽維持管理契約書の写し又は (保守点検契約・保守点検等記録) 状況確認願 (様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 保守点検記録表の写し及び浄化槽清掃記録票の写し又は (保守点検契約・保守点検等記録) 状況確認願 (様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 一般財団法人福岡県浄化槽協会が発行した浄化槽法定検査結果書 (法第 7 条関係又は法第 1 1 条関係) の写し <input type="checkbox"/> 町税納税状況証明書 (様式第 3 号) 又は町税の滞納がないことの証明書 <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類			

(添付書類等)

- (1) 合併処理浄化槽維持管理契約書の写し又は（保守点検契約・保守点検等記録）状況確認願（様式第2号）
- (2) 保守点検記録表の写し及び浄化槽清掃記録票の写し（交付申請日から過去1年間に行ったもの）又は（保守点検契約・保守点検等記録）状況確認願（様式第2号）
- (3) 一般財団法人福岡県浄化槽協会が発行した浄化槽法定検査結果書（法第7条関係又は法第11条関係）の写し（交付申請日から過去1年以内に行ったもの）
- (4) 町税納税状況証明書（様式第3号）又は町税の滞納がないことの証明書
- (5) 改善報告書（浄化槽法定検査結果書で総合判定が不適正の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号

( 保守点検契約・保守点検等記録 ) 状況確認願

年 月 日

申請者 (浄化槽管理者)

住所

氏名

【保守点検契約状況の確認】 ※確認する項目にをお願いします。

1 設置場所	苅田町
2 浄化槽番号	— —
3 処理対象人員	人
4 維持管理費	<input type="checkbox"/> 年額 _____ 円 (税込) ※法定検査料除く <input type="checkbox"/> 月額 _____ 円 (税込) × _____ ケ月 ※法定検査料除く

【保守点検等記録状況の確認】

5 保守点検	年 _____ 回, 装置の点検や機器の調整・修理, 消毒剤の補充などを行っている。
6 清掃	年 _____ 回, 固形物や汚泥を槽外に取り除き, 機械類を洗浄, 清掃している。

上記の内容で確認しました。

年 月 日

保守点検業者名

住所

業者名

代表者氏名

電話番号

㊟

様式第 3 号

## 町税納税状況証明願

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

苜田町合併処理浄化槽維持管理補助金の交付申請に必要なため、下記事項について相違ないことを証明願います。

記

現在、町税を滞納していない者である。  
上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

福岡県京都郡苜田町富久町 1 丁目 1 9 番地 1

苜田町長



様式第 4 号

第 号  
年 月 日

## 苧田町合併処理浄化槽維持管理補助金確定通知書

( 5 回のうちの     回目申請分     )

申請者番号 \_\_\_\_\_

様

苧田町長

⑨

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、審査結果に基づき、次のとおり交付することを確定したので通知します。

補助年度	年度	補助の名称	苧田町合併処理浄化槽維持管理補助金
補助金確定額			円

- 補助条件は、次のとおりとする。
  - 苧田町補助金交付規則（平成 16 年苧田町規則第 7 号）の規定に従うこと。
- 補助金は、請求により交付する。請求の際は、本書の写しを添付すること。

苧田町合併処理浄化槽維持管理補助金不交付通知書

申請者番号 \_\_\_\_\_

様

苧田町長

⑨

年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、審査結果に基づき、下記理由により不交付となったので通知します。

(理由)

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

- 1 本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から 1 年を経過したときは、提起することができません。

様式第 6 号

苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金交付請求書

( 5回の中の     回目申請分     )

年 月 日

苅田町長 様

申請者番号 \_\_\_\_\_

請求者 (申請者)

住所

氏名

Ⓜ

電話番号 (        )

苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 額		金 額 円		
補助金振込先	金融機関	(                                  ) 銀行・信用金庫・農協, (                                  ) 支店・支所		
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	名義人			

- 1 苅田町合併処理浄化槽維持管理補助金確定通知書の写しを添付すること。
- 2 振込先の口座番号がわかるものの提示又は写しを添付すること。
- 3 補助金の交付請求は、補助金の交付確定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に町長に対して行わなければならない。
- 4 申請者と補助金振込先の名義人が異なる場合は、別途委任状の添付が必要です。

様式第 7 号

年 月 日

苅田町長 様

浄化槽管理者

住所

氏名

電話番号 ( )

### 変 更 報 告 書

現在使用中の浄化槽について、次のとおり登録事項の変更を報告します。

なお、変更報告書（様式第 7 号）の内容について必要な場合は、福岡県京築保健福祉環境事務所に情報を提供することに同意します。

#### 1 浄化槽の設置状況

浄化槽の規模	人槽	m <sup>3</sup> /日
設置場所	苅田町	
浄化槽番号	_____—_____—_____	

#### 2 変更の内容

変更年月日	年 月 日	
変更区分	変 更 前	変 更 後
浄化槽管理者の氏名		
浄化槽管理者の住所		
その他 ( )		

#### 【浄化槽管理者の変更について】

正式な変更の手続きは、福岡県京築保健福祉環境事務所で行ってください。

荻田町長 様

## 改 善 報 告 書

第7条第1項  
浄化槽法 の規定に基づき、一般財団法人福岡県浄化槽協会  
第11条第1項

が実施した法定検査の“不適正”の判定結果に対して、その原因を下記のとおり改善しましたので、報告します。なお、改善報告書の内容について必要な場合は、改善を実施した業者に確認することに同意します。

### 記

1. 浄化槽管理者

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
浄化槽番号 \_\_\_\_\_

2. 改善を実施した業者

住所 \_\_\_\_\_  
業者名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

3. 改善した内容

(1) 不適正の原因

\_\_\_\_\_

(2) 改善した内容

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 委任状

私 \_\_\_\_\_ は、下記の者を代理者と定め、  
苅田町合併処理浄化槽維持管理費補助金の受領の権限を委  
任します。

年 月 日

《委任する方》

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

《委任される方》

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_